

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教授会に置く紀要委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 紀要の原稿募集に関すること。
- (2) 紀要の編集に関すること。
- (3) 紀要の発行及び配布に関すること。
- (4) その他紀要に関すること及び学長が諮問すること。

(組 織)

第3条 委員会は、教授会が選出する委員若干名で組織し、学長がこれを任命する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じ、新たに委員を補充するときの任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、原則として月1回開催する。
- 3 委員の過半数による委員会開催の請求があるとき、委員長は委員会を開催しなければならない。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、必要に応じ臨時会議を開催する。
- 7 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(投稿規程)

第5条 原稿募集にかかる投稿に関し必要な事項は、委員会が別に定め、教授会の承認を得るものとする。

(査 読)

第6条 委員会は、投稿原稿の採否等決定にあたり、査読を行う。

- 2 査読は、委員会が委嘱した査読委員が行う。

(報 告)

第7条 委員長は、審議結果及び実施結果を教授会へ報告する。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務局（部）総務課が行う。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日日赤秋看第1062号 平成26年3月31日 日赤秋短第393号)
(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。